

(2) 活かし方・改善方法・テーマの意見集約表

区分	活かし方・改善方法		景観づくりのテーマ			
	良い景観の活かし方	よりよい景観づくりに向けたアイデア				
<b>自然・田園景観</b> 水辺・緑・農地等	<b>水辺と緑の保全、育成等の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>二郷半緑道の保全と住民参加</li> <li>二郷半緑道整備の、より一層の推進。個人が管理に係られるように(かつて自宅前の用水沿いを植栽できいにしていたので)</li> <li>河川景観の保全と景観軸づくり</li> <li>水辺、緑の市民参加による清掃、保全活動</li> <li>地域のシンボルとなっている樹木の適切な保全と管理の促進 印象的にたたくむ樹木や「目標物」となっている樹木を「みさときらっと光る景観重要樹木」として選定</li> <li>神社・お寺・お墓の緑を還元。市から積極的に植樹の斡旋・手配</li> <li>江戸川・中川を景観軸として三郷放水路の活用</li> <li>水辺と一体となった市街地の開発。(川沿いのオープンテラス)</li> <li>水を活かしたイベントの開催(レガッタ、カヌーの大会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>花や緑を増やす緑化活動を推進</li> <li>外環「花いっぱい運動」を広げる 手間ひま(草取り・種まき)がなるべくかからない形が良い</li> </ul> <b>田園風景の維持・保全等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>まとまった田園エリアの保全 田園風景保全地区の指定</li> <li>農地景観の保全</li> <li>屋敷林は、田園や農地と一体となった良好な景観であるから維持・保存を図る</li> </ul> <b>啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観活動の良好な自治会を個別に表彰</li> <li>屋敷林保全(PR:写真撮影会・コンテスト、援助:管理費用の補助・手伝い)</li> <li>「景観100選」「景観ベスト20」などで選定</li> <li>広報で良い景観を紹介(シリーズ化)</li> <li>生垣を増やすため、更なる補助のPRを実施</li> </ul>	<b>水辺と緑の改善、整備等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水路の水を1年を通して流れるように</li> <li>大場川や第二大場川の水質浄化</li> <li>第二大場川へ中川終末処理場の処理水を現状より多く流し、水質の改善</li> <li>くさい川(川の水) 良い匂いにする花の植栽(キンモクセイ・ジンチョウゲ・フリージア・ジャスミン?)</li> <li>水道を整備し、水の汚れをなくす</li> <li>下水・河川の性質改善、下水道の整備促進。</li> <li>排水管への対応。微生物活用による浄化(家庭内で、水路に)や水生生物の働きの利用</li> <li>河川のしゅんせつを行い、親水護岸の整備</li> <li>河川を景観軸とした緑道整備の推進</li> <li>川、道路、公園の清掃を市民参加で行う(ゴミ・水の汚れ)</li> <li>定期的な河川清掃</li> <li>河川や道路沿いのゴミを減らすために定期的にクリーン作戦を行う</li> </ul> <b>田園用地の集約、活用等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地の集約</li> <li>休耕農地の市民農園への活用</li> <li>残土、資材置場を美しくペイントして塀で囲む(ルールを作る)</li> </ul>	<b>土地利用の転換と誘導策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>放置された農地、資材置場の増加対策として、観光農園への転換を促し、市の助成制度の創設や税負担の減少、人的な支援体制づくり、融資制度の充実</li> <li>残土・資材置場対策として、盛土規制や囲い、高さの規制などの条例化</li> </ul> <b>啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川美化に関するPRの実施</li> </ul>	<b>水と緑が調和した市民空間の形成</b>	<b>三郷らしさを守り、水と緑を活かす</b>
<b>市街地・集落景観</b> まち並みの連続性(高さ・壁面・緑)・広告物等	<b>道路と駅前整備、魅力付け</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路の早期整備</li> <li>安全で安心な歩道空間の確保</li> <li>駅前を魅力的に 途中下車したくなるような駅前に(自然、お店)</li> </ul> <b>歴史的建造物の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的建造物の保全に対する補助制度を設ける</li> </ul> <b>誘導策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観に対してのモデル地区指定</li> <li>建物の統一した形態が保全されている地区に「地区計画」を指定</li> <li>開発住民にはシンボルツリーを必ず1本植えてもらう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「建築協定」「緑化協定」の活用</li> <li>景観づくり推進のため、土地毎に目標・方針を設定</li> <li>「地区計画100%」面積目標設定必須。ペナルティ制度</li> </ul> <b>啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>古い集落(彦成)をバスの車内放送でPR</li> </ul>	<b>ゴミと道路付帯施設の改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>路上のゴミ置き等の改善策として、各家庭にゴミ処理機設置の補助を</li> <li>路上のゴミ置場を止め、専用の箱(かくす物)に変える</li> <li>ゴミ投棄の改善に向け、商品販売店の事業者と協働での取組みが重要</li> <li>道路のガードレールは、自転車・歩行者が安心・安全に通行できるように 美観・環境・ゴミに対する感性、気持ちの余裕が生まれる</li> </ul> <b>住工共存地区の景観づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住工共存地区は、地域産業に活力を与え、市民に対しその存在をアピールし、仕事の風景と生活が調和した事業所へと景観改善を</li> </ul> <b>色彩・サインの調和、統一</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>街並みの色合いは調和のとれたものに 美しいまちを紹介していく(意識改革)</li> <li>照明器具、公共サイン等のデザイン、色彩等の統一</li> <li>公共案内板の設置</li> </ul>	<b>誘導策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市基盤の整備に際しては、歩行者専用緑道の整備を義務付け</li> <li>街並み景観を統一・調和した地区計画や建築協定を推進</li> <li>建築ガイドラインを策定し、建築物のデザインや色彩を誘導</li> <li>エリアを定め、サイン等の色彩制限 三郷中央地区</li> <li>建物の色彩は用途地域単位で基準を作成</li> <li>サイン・広告物等の法規制の強化</li> <li>公共サインのガイドラインを設ける</li> <li>広告物の大きさや色、道路空間内を規制</li> </ul> <b>啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観の表彰制度を設立するとともに、ふたかけ小水路。緑化空間の創設に努める</li> </ul>	<b>地域の特色をいかしたまちのデザイン・形成</b>	<b>三郷らしさを育て、創る</b>
<b>建築物等の景観</b> 規模・形態・意匠・色彩等	<b>建築物等の保全と緑化推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた歴史的な寺院等の保全</li> <li>緑化の推進</li> <li>建築物間の空き地緑化の推進</li> <li>中高層住宅の壁面緑化の推進</li> </ul> <b>啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観作りに貢献した建物について 個別的な表彰を実施</li> </ul>	<b>公共施設の改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設、建築デザインや色彩など、設計指針を作る</li> <li>公共施設の屋上、壁面緑化の推進</li> <li>公共施設の高くなった壁面に緑のカーテンを作る</li> <li>公共建築物はコンクリートむき出しはなるべく止め、自然素材のものを</li> <li>ネットフェンスをデザインフェンスへ</li> </ul> <b>誘導策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の色彩規制</li> <li>原色(高彩度)を使用して外壁等を作る場合には「アクセントカラー」とする</li> <li>違法広告物の撤去(市民参加)</li> <li>景観に配慮した外構への指導</li> <li>軽量ブロック塀だけの禁止、植栽のすすめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀やブロックで囲まれた敷地については植栽で囲むようにする</li> <li>地区計画、特定街区、総合設計制度の導入を推進</li> <li>緑化と色彩の調和</li> <li>建物と緑の調和を図るため、中・高層建築物の建設主に対し、屋上緑化・壁面緑化を義務付け</li> </ul>	<b>街区と色彩が調和した空間形成</b>		
<b>その他の景観</b> 上記以外の景観	<b>啓発と募金づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>良い景観 該当各課で街並みマップをつくる(例:水辺マップ 治水土木、街並み都市計・まちづくり)</li> <li>水辺との共存。景観行政と観光行政を一体化し、「住んでよし、訪ねてよし」景観観光、都市計画をフィルムコミッション</li> <li>市民に景観について関心をもってもらうこと(広報・パンフレット等で)、よい景観を保全</li> <li>景観づくりに配慮した団体や個人を表彰する制度づくり</li> <li>景観意識の高揚のため、若年層からの郷土意識づくり 愛着を高めるため、「私たちの三郷市」副教材の景観面を視点としたビデオ作成</li> <li>三郷並木道募金を設立し、寄付としてできるところから緑化</li> </ul>	<b>体制づくりと啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>悪い景観について、街並みデザイナーを雇用し、開発のときに指導</li> <li>まちづくりデザイン審議会を設立 一定規模以上の開発はこの審議会でOKが出ないと認められない</li> <li>小・中学校にピオトープを整備し、自然保護の重要性について学習を</li> </ul>		<b>市民(子供も)に対する景観意識の啓発(景観はまちの財産) 景観意識という種まき</b>	<b>継続は力なり</b>	